

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-22-2
事業名	白鳥地区津波防御施設整備事業
事業費	総額 533,156 千円（国費 399,866 千円） （内訳：本工事費 523,775 千円、測量設計費 9,381 千円）
事業期間	平成 28 年度～令和元年度
事業目的・事業地区	本事業は、東日本大震災の津波により大半の住居が全壊した白鳥地区において、津波防御施設を整備することにより、地区内の津波による浸水深を低減させることを目的とする。 （事業地区：仙台市宮城野区白鳥一丁目地内）
事業結果	津波防御施設（擁壁及び盛土）を長さ 1,445m に渡り整備した。 
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 当該地区は津波による浸水に伴い、地区内住居がほぼ全壊という甚大な被害が生じた地区であるが、宮城県が整備を進めた仙台港の防潮堤や臨港道路中央分離帯の津波漂流物対策施設、本市が効果促進事業として実施した主要地方道塩釜亘理線の津波防御施設整備などと併せ本事業を実施することにより、東日本大震災クラスの津波でも地区内の浸水深が概ね 2m 以下に低減され、住民の安全が確保されることから、事業内容は適切なものと考えられる。 ② コストに関する調査・分析・評価 資材価格や労務価格の変動を踏まえて工事費を積算し、入札により受注者を選定するなど、経済性に配慮して事業を執行しており、事業コストは適切なものと考えられる。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 28 年 8 月～平成 31 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 28 年 8 月～令和元年 7 月 工事区域内における埋設物の協議に時間を要したが、工事を複数の工区に分割するなど、早期の完成に向けて事業進捗を図っており、事業手法は適切なものと考えられる。
事業担当部局	宮城野区 建設部 公園課 電話番号：022-291-2111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-22-2-1
事業名 白鳥地区津波防御施設整備事業（効果促進事業） 関連する基幹事業：D-22-2 白鳥地区津波防御施設整備事業
事業費 総額 331,075 千円（国費 264,860 千円） （内訳：本工事費 321,563 千円、測量設計費 9,513 千円）
事業期間 平成 28 年度～平成 30 年度
事業目的・事業地区 本市は、海岸・河川堤防の整備、道路のかさ上げ、避難施設や避難道路の整備、土地利用の見直し（防災集団移転）、津波からの円滑な避難のための取り組みなどを複層的に組み合わせた、多重防御による総合的な津波防災対策を推進している。 本事業は、宮城野区白鳥地区における津波の浸水を低減させるため、多重防御の一つとして、同地区に隣接する主要地方道塩釜亘理線に津波防御施設を整備するもの。
事業結果 主要地方道塩釜亘理線に以下の津波防御施設を整備した。 ・津波防御壁（透光パネル、ポリカーボネート）、H=3.47m（T.P.+5.0m）、L=149m 【津波防御壁全景（南側）】  【津波防御壁全景（北側）】 
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 当該地区は津波による浸水に伴い、地区内住居がほぼ全壊という甚大な被害が生じた地区であるが、宮城県が整備を進めた仙台港の防潮堤や臨港道路中央分離帯の津波漂流物対策施設、本市が基幹事業として実施した緩衝緑地帯のかさ上げなどと併せ本事業を実施することにより、東日本大震災クラスの津波でも地区内の浸水深が概ね 2m 以下に低減され、住民の安全が確保されることから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 防御施設の構造については、整備効果や経済性を比較検討し、決定している。 また、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締結していることから、事業コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

・ 想定した事業期間

設計 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

工事 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

・ 実際に事業に有した事業期間

設計 平成 28 年 10 月～平成 29 年 7 月

工事 平成 29 年 9 月～平成 30 年 11 月

- ・ 当初、設計及び工事に各 1 年間の計 2 年間を事業期間として想定していたが、実施設計の着手時期の遅れや沿道事業者との施工時期等の調整により、工事の完成時期に遅れが生じたものの、早期事業完成に努めたことから、事業手法は適切なものとする。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号：022-214-8378

【仙台市】
D-22-1
◆D-22-2-1
白鳥地区津波防御施設整備事業

白鳥地区津波防御施設整備事業 実施箇所図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-5-2
事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）（仙台市）
事業費	22 億円（国費 18 億円）
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台市において、被災者向けに整備した災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。
事業結果	平成 24 年度に完成した北六番丁復興公営住宅から事業を開始し、平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 5/6（管理開始 5 年目以前は 7/8）である総額 2,188,251 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 3,265 世帯の居住の安定に寄与した。
事業の実績に関する評価	本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ 3,265 世帯の居住の安定化に寄与した。 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 令和 3 年 3 月時点において 2,521 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、本事業は有効に活用されている。 ② コストに関する調査・分析・評価 当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、法令に基づく算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 被災地においては集中的に大量の公営住宅を整備する必要があることに鑑みて、地方公共団体の負担を軽減するため、補助率の引上げが行われており、それにより被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。
事業担当部局	都市整備局 公共建築住宅部 市営住宅管理課 電話番号：022-214-8387

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-23-2-8、★D-23-2-18
事業名	津波避難施設整備に係る調査設計業務、津波避難施設整備事業
事業費	総額 2,202,349 千円（国費 1,761,876 千円） （内訳：工事費 1,999,568 千円、測量設計費 167,987 千円、用地補償費 34,794 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業目的・事業地区	津波の浸水想定区域の中で、区域外に避難する暇がなく、近隣に高台や避難ビルに指定可能な建物が不足している地域に、津波避難施設を整備するもの。なお、車での避難は渋滞等の危険性があるため、徒歩避難を前提とし、当該地域から徒歩で避難できる範囲内に施設を整備する。
事業結果	別紙（一覧及び設置箇所図）のとおり、津波避難施設を整備することにより、区域外に避難する暇がなく、近隣に高台や避難ビルに指定可能な建物が不足している地域において、徒歩による避難行動が可能となった。
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業で全 13 か所の津波避難施設を整備したことで、地震発生から 45 分以内※に安全な場所へ避難可能となった。また、施設完成時に近隣地域へ施設利用についての説明会を開催したほか、毎年 1 回実施している津波避難訓練時に当該施設を活用し、地元住民への周知を図ることで、発災時の迅速な避難行動が期待されることから事業内容は適切なものと考ええる。 ※過去の津波到達時間やシミュレーション結果から求めた津波到達の最短時間 ② コストに関する調査・分析・評価 委託業者や工事業者の選定にあたっては、競争入札方式を採用するとともに、委託内容が同業務のものについては複数箇所をまとめて契約することにより、コストの軽減を図ったことから事業コストは適切なものと考ええる。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月 津波避難施設の整備方針を定めた「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」において、計画期間は平成 25 年度を始期とし、可能な限り早期の整備を目指すとしてきた。一部の施設で用地取得の調整により遅れが生じたものの、平成 28 年度中には全 13 施設で供用を開始することができ、津波の浸水想定区域内の徒歩による避難行動が可能となった。以上のことから事業手法は適切なものと考ええる。
事業担当部局	危機管理局 防災・減災部 防災計画課 電話番号：022-214-3047

対象事業

- ・ ★D-23-2-8 津波避難施設整備に係る調査設計業務
- ・ ★D-23-2-18 津波避難施設整備事業

1. 津波避難施設の整備に関する基本的考え方」検討対象エリア

仙台東部道路より東側を中心に津波避難施設整備の検討地域とする。

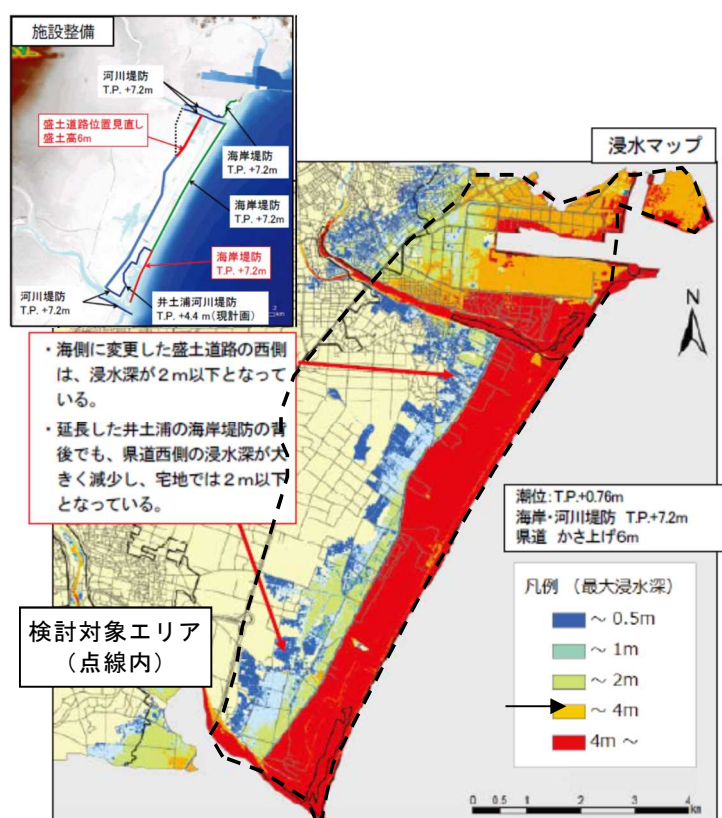
※対象エリア外でも必要に応じて検討する。

平成 23 年に実施した仙台市津波浸水シミュレーション*結果では、県道塩釜亘理線は、かさ上げ（盛土）された後も津波が越流することが見込まれ、将来の検討として県道のかさ上げだけでは逃げる対策が不十分であることが示されました。

この結果と、今次津波における浸水域を考慮し、仙台東部道路より東側を中心に津波避難施設整備の検討地域とします。

特に、仙台市津波浸水シミュレーション（下図参照）において浸水する結果となった地域を優先整備します。

仙台市津波浸水シミュレーション結果（平成 23 年度実施）



出典：仙台市震災復興計画

2. 津波避難タワー及び津波避難ビル整備箇所

津波避難施設整備位置図



平成29年3月 津波避難施設 全13施設完成

津波避難施設



タワー型



ビル型
(消防団施設併設)



津波避難屋外階段

3. 津波避難タワー及び津波避難ビル施設概要

施設名称	構造	延べ面積	収容人数	事業費
中野五丁目 津波避難タワー	鉄骨造 2 階建	398 m ²	約 300 人	約 2 億 3 千万円
港南津波避難 タワー	鉄骨造 2 階建	356.7 m ²	約 250 人	約 1 億 8 千万円
井戸津波避難 タワー	鉄骨造 2 階建	218.52 m ²	約 125 人	約 1 億 6 千万円
新浜津波避難 タワー	鉄骨造 2 階建	269.13 m ²	約 250 人	約 2 億 3 千万円
南蒲生津波避難 タワー	鉄骨造 2 階建	285.04 m ²	約 250 人	約 2 億 2 千万円
三本塚長屋敷 津波避難タワー	鉄骨造 2 階建	251.17 m ²	約 150 人	約 1 億 7 千万円
種次津波避難 ビル	鉄骨造 3 階建	360.96 m ²	約 100 人	約 2 億円
二木津波避難 ビル	鉄骨造 2 階建	431.8 m ²	約 400 人	約 2 億 1 千万円
岡田津波避難 ビル	鉄筋コン クリート造 2 階 建	420 m ²	約 400 人	約 2 億 7500 万円
笹屋敷津波避難 ビル	鉄筋コン クリート造 3 階 建	475.66 m ²	約 300 人	約 2 億 9 千万円
三本塚津波避難 ビル	鉄筋コン クリート造 3 階 建	445.33 m ²	約 250 人	約 2 億 5 千万円

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ★D-23-2-16, ★D-23-2-43 事業名 南蒲生浄化センター1号線整備事業 関連する基幹事業：D-23-2 防災集団移転促進事業（補助率 3/4）
事業費 総額 683,166 千円（国費 546,532 千円） （内訳：本工事費 574,527 千円、測量設計費 64,120 千円、用地補償費 44,519 千円）
事業期間 平成 25 年度～令和元年度
事業目的・事業地区 防災集団移転先である宮城野区岡田地区、蒲生地区等の沿岸部集落から津波到達の恐れが低い内陸部への車による避難、および津波避難施設への徒歩・自転車等による避難を円滑に行うため、津波避難道路として東部沿岸地域の幹線道路である南蒲生浄化センター1号線を整備することにより、基幹事業である防災集団移転の促進を図るもの。
事業結果 以下の避難道路整備に係る測量設計、用地取得及び工事を実施した。 ・整備延長：約 3.2km、幅員 10.5m～13.5m 【避難道路全景（起点側）】  【避難道路全景（終点側）】 
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 当該道路の完成により、沿岸部から内陸部への円滑な避難が可能となったほか、関連基幹事業である（主）塩釜亘理線外1線（かさ上げ道路）と一体的な整備を実施したことで、津波減災機能の相乗効果が得られ、東部沿岸地域の安全・安心が確保されたことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 避難行動シミュレーションや各種調査結果に基づき、経済性に配慮した計画・設計を実施していることに加え、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締結していることから、事業コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

・ 想定した事業期間

測量設計 平成 25 年度～平成 26 年度
用地取得 平成 26 年度～平成 28 年度
工 事 平成 28 年度～平成 31 年 3 月

・ 実際に事業に有した事業期間

測量設計 平成 25 年度～平成 26 年度
用地取得 平成 26 年度～平成 28 年度
工 事 平成 28 年度～令和元年 5 月

- ・ 沿道事業者との施工時期等の調整により、工事に若干の遅れが生じたものの、用地取得が完了した区間から工事に順次着手するなど、工程の短縮を図っており、事業手法は適切なものとする。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号：022-214-8378

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D23-2-23、★D-23-2-41
事業名	荒浜小学校校舎地震・津波影響調査 荒浜小学校校舎震災遺構保存及び防災教育活用事業 関連する基幹事業：D-23-2 防災集団移転促進事業（補助率 3 / 4）
事業費	総額 176,595 千円（国費 141,275 千円） （内訳：本工事費 134,776 千円、測量設計費 41,819 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業目的・事業地区	本市は、津波により建物流失又は全壊等の極めて甚大な浸水被害のあった地域のうち、津波防御施設を整備してもなお予測津波浸水深が 2m を超え、被害の危険性が高い地区については、災害危険区域に指定し、法的規制を実施した上で、防災集団移転促進事業にて地区住民の移転を図ってきたところである。 本事業は、東日本大震災による津波の脅威や教訓を後世に伝えるために、津波で大きな被害を受け、災害危険区域に指定した地区内の仙台市立荒浜小学校の校舎を震災遺構として保存し、併せて震災前後の荒浜地区の様子や震災当時の避難の様子、津波の脅威などに関するパネル等の展示を整備するものである。 本事業の実施を通じて、災害危険区域における法的規制のみならず、その必要性を後世に伝えることで、防災集団移転促進事業の効果を促進し、市民の安全を長期的に確保ものである。 なお、保存対象となる校舎は津波による被害を受けた建物であることから、通常の耐震診断調査に加え、地震動や津波の衝撃、海水浸漬等による下部構造や建築物躯体内部への影響の調査・評価についても本事業で実施する。
事業結果	日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」及び「震災建築物の被災区分判定基準および復旧技術指針」に基づき校舎（2 棟）の耐震性能を評価した結果、A 棟は構造耐震判定指標 $I_{so}=0.6$ を下回り、耐震補強を要する一方で、B 棟は同指標を上回り、耐震補強を要しないことが分かった。また、構造ひび割れ部分については、鉄筋の防錆処理及びひび割れの修復を要することが分かった。 耐震性能等の評価結果を踏まえつつ、被災した校舎そのままの姿を見学できるよう、極力手を加えず保存活用することを念頭に以下の工事を行った。 ・校舎の耐震安全性確保のため耐震補強工事 ・見学者の安全確保のため立入り防止柵の設置や天井改修（落下物対策等） ・屋上への立入を可能とするため屋上防水の改修 ・法令等により必要となる設備（消火設備・非常用照明等）の整備 ・高齢者や車いすの方等の移動利用のため、エレベーターを設置

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業による展示整備が平成 29 年 3 月末に完了し、平成 29 年 4 月 30 日より「震災遺構仙台市立荒浜小学校」として一般公開を開始した。被災した校舎の見学と被災直後の映像や写真展示等により、津波の脅威を後世に伝え、災害危険区域の設定や津波に対する多重防御の整備、津波避難施設などについて学ぶことができ、防災・減災への意識を高める場として活用されていることから、事業内容は適切であると考ええる。

② コストに関する調査・分析・評価

海水浸漬を受けた建築物の調査、診断評価の方法が確立されていないことから、公的機関に準ずる法人で、建物診断の専門的技術を持つ（一社）建築研究振興協会と特命随意契約を締結し、専門家による工学的判断に基づき補強・修復方法を決定した。

その後の設計業務委託および工事請負契約については、一般競争入札により契約を締結している。

以上のとおり、本事業は経済性に配慮した事業執行を行っており、事業コストは適切なものと考ええる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ・ 想定した事業期間 | 平成 25 年 11 月～平成 29 年 3 月 |
| （内 訳）地震・津波影響調査 | 平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月 |
| 設計 | 平成 27 年 2 月～平成 28 年 9 月 |
| 保存工事 | 平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月 |
| ・ 実際に事業に有した事業期間 | 平成 25 年 11 月～平成 29 年 3 月 |
| （内 訳）地震・津波影響調査 | 平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月 |
| 設計 | 平成 27 年 2 月～平成 28 年 9 月 |
| 保存工事 | 平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月 |
- ・ 類似施設の整備事例がない中、震災遺構整備の目的に鑑み、極力手を加えないことを基本とした整備を行った。また、校舎の立入範囲を限定することにより工事範囲を必要最小限としながら、見学者の安全確保に必要な対策や法令等により必要となる設備を確実に整備した。設置したエレベーターは整備基準に基づく車いす利用の仕様としている。
 - ・ 以上のとおり、本事業は確立された整備手法がない中で、震災遺構の目的を達成するために必要な手法を繰り出し、想定した事業期間内で整備完了したことから、事業手法は適切なものと考ええる。

事業担当部局

都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8584



位置図

D23-2-41 荒浜小学校校舎震災遺構保存及び防災教育活用事業

■被災状況写真（保存工事着手前）



1 階廊下（東校舎）



2 階ベランダ（東校舎）

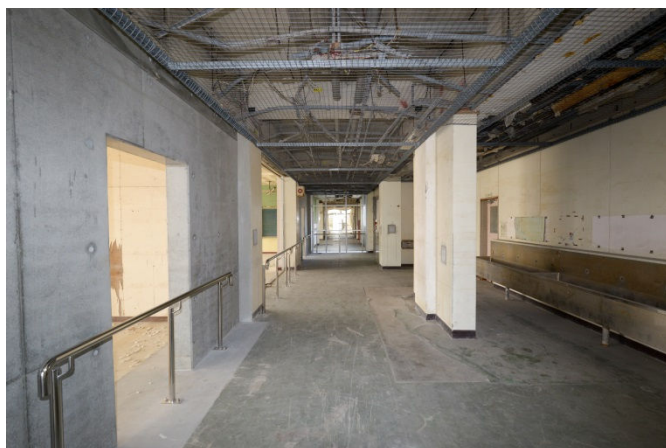
■保存工事完了写真



校舎外周（正面）



エレベーター棟



1 階廊下（東棟）



屋上防水

■展示整備状況写真



1階廊下 展示状況 1



1階廊下 展示状況 2



2階廊下 展示状況 1



2階廊下 展示状況 2



4階展示室 展示状況 1
(3. 11 荒浜の記憶)

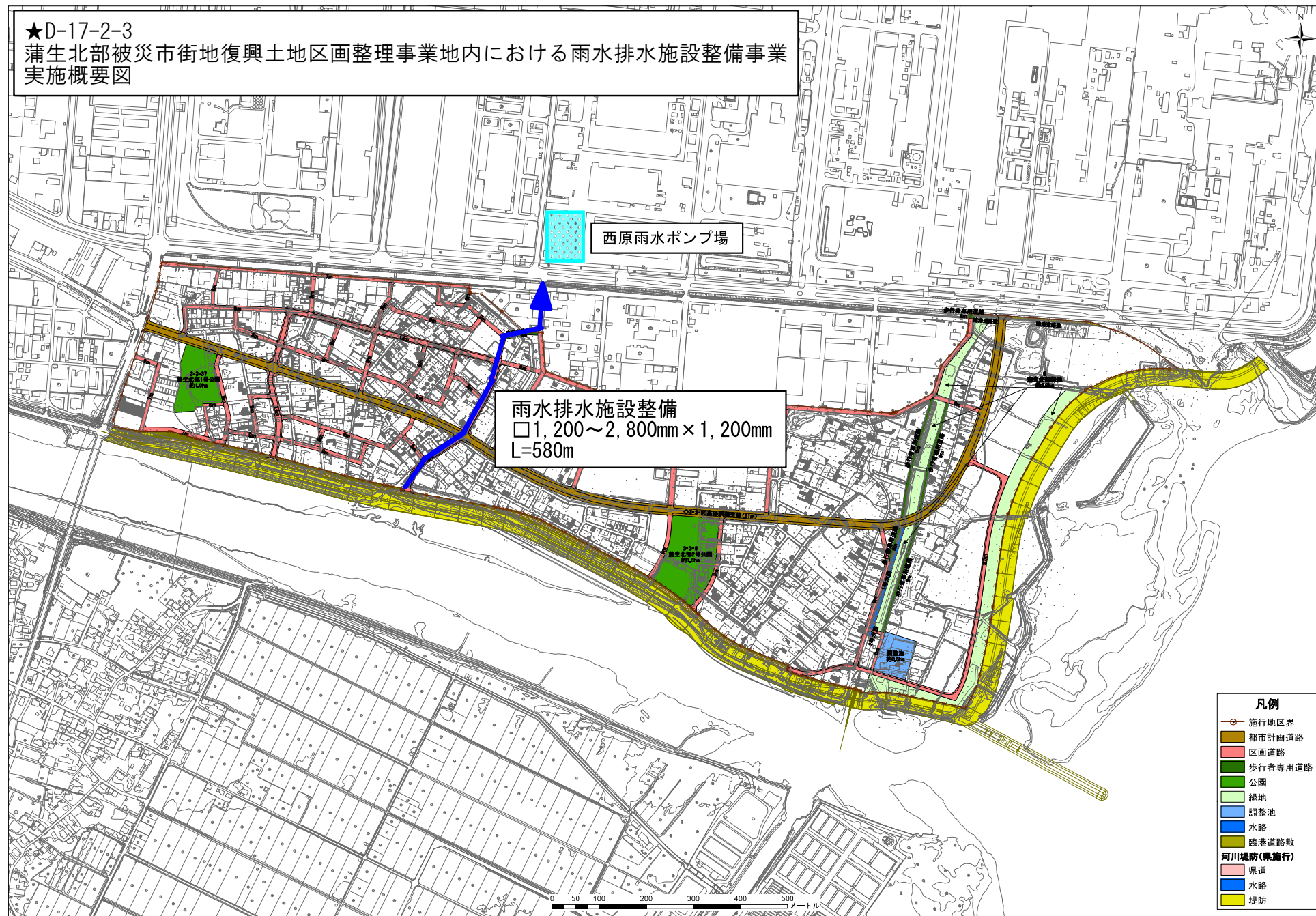


4階展示室 展示状況 2
(荒浜の歴史と文化)
(荒浜小学校の思い出)

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-3
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内における雨水排水施設整備事業
事業費	総額 491,053 千円（国費 392,843 千円） （内訳：工事費 491,053 円）
事業期間	平成 26 年度～平成 29 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業の集積を目的として被災市街地復興土地区画整理事業を施行する蒲生北部地区において、雨水排水施設を整備し、雨天時の浸水安全度を向上させるもの。
事業結果	●雨水幹線整備 幅 1,200～2,800mm×高さ 1,200mm 延長 L=580m
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 これまで同地区内の雨水排水は、道路側溝や農業用水路を通じて七北田川に排水していたが、本事業で雨水幹線を整備し、平成 27 年度に一部完成した西原雨水ポンプ場への排水を促すことで、地区内の浸水安全度が向上し、被災した事業所の再開や新たな企業の立地に寄与したことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市契約規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。 また、土地区画整理事業との工程調整により、雨水幹線の整備に係る土工及び舗装復旧を減じるなど、コスト縮減にも配慮している。 以上のことから、本事業に係るコストは適切なものとする。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 26 年 12 月～平成 29 年 8 月 実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 12 月～平成 29 年 8 月 雨水幹線の設計段階から土地区画整理事業計画と調整を図り、最適な整備ルートや工法等を選定し、事業を進めたことで、本事業とともに土地区画整理事業の円滑な推進を図ることができたことから、事業手法は適切なものとする。
事業担当部局	建設局 下水道建設部 下水道計画課 電話番号：022-214-8830

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内における雨水排水施設整備事業
実施概要図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-4
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る文化財調査業務 (和田織部館跡)
事業費	総額 16,701 千円 (国費 13,360 千円) (内訳: 作業員賃金 6,283 千円、消耗品費 186 千円、印刷製本費 706 千円、役務費 3 千円、調査等委託料 8,905 千円、使用料及び賃借料 618 千円)
事業期間	平成 26 年度
事業目的・事業地区	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域において、文化財保護法に基づき発掘調査を行い、当該地区における早期の工事着手を図るとともに、文化財の記録保存を図るもの。
事業結果	本事業により、江戸時代初め頃、和田氏が仙台藩から知行地として蒲生一帯を拝領した際に築かれたと考えられる屋敷周囲の土塁や堀跡、区画溝跡等が確認され、当時の陶器等、多くの遺物が出土した。さらに、古代の畑跡や中世の区画溝跡も発見され、和田氏入部以前の土地利用に係る知見も得られた。
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 今回の調査で出土した最も古い遺物は、弥生土器である。 古代の遺構は土坑と数時期の畑跡である。8 世紀代と 9 世紀後半以降の土師器や須恵器が出土している。 中世の出土遺物には常滑や渥美産、在地産の陶器のほか、青磁などがあり、12 世紀後半から 14 世紀前半頃のものである。 17 世紀半ばから後半にかけての土塁、堀跡、区画溝跡などは入部した和田氏の屋敷に係る遺構と考えられ、17 世紀以降近現代までの陶器や磁器、砥石など生活に密接に係る遺物が出土している。 本事業により、上記のとおり文化財の記録保存を図るとともに、土地区画整理事業の早期着手を図ることができたことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 調査は、本市職員が直接実施することを基本に、委託料や作業員賃金など、各種経費について必要の都度、精査しながら執行しており、事業コストは適切なものとする。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 当初は 2 ヶ月程度の発掘調査期間を想定したが、遺構数が多く、台風による調査区水没や湧水等の影響もあり、3 ヶ月強の期間を要した。 湧水等の影響は標高 1~2m という対象地の立地によるものであり、事前に地下水を遮断する方法を講じるということも考えられないわけではないが、事前準備に多くの期間と費用を要することは明らかである。それに比べれば想定を上回る調査期間を要したものの、土地区画整理事業の計画には影響を及ぼさなかったため、事業手法は適切なものとする。
事業担当部局	教育局 生涯学習部 文化財課 電話番号: 022-214-8899

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-5、★D-17-2-9、★D-17-2-14、★D-17-2-20、★D-17-2-24、★D-17-2-28、★D-17-2-32
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業運営支援業務
事業費	総額 445,559 千円（交付対象事業費 445,559 千円、国費 356,443 千円） （内訳：測量設計費 445,559 千円）
事業期間	平成 26 年度～令和 3 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、（公財）区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者により調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち事業施行運営に係る補助業務を行うものである。
事業結果	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業施行運営に係る以下の補助業務を本事業で実施した。 ・事業全体の包括的管理業務（通年） ・事業費管理補助（次年度実施箇所・数量取りまとめ、予算要望資料作成） ・土地区画整理審議会運営補助 ・評価委員会運営補助 ・権利者向け広報誌作成 ・宅地引渡し立会補助 ・土地区画整理法第 76 条許可建築物等の完了検査 ・管理用地使用承認の完了検査 ・保留地販売関連
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 復興関連事業が同時期に集中する状況において、施行者（市）である職員が行う業務の一部を民間事業者によりアウトソーシングし、職員の不足解消や負担軽減とともに土地区画整理事業の専門知識を持つ人材を確保することで、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業全体の円滑な進捗が図られたことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 事業施行運営に係る補助業務を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率（受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値）に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であるとする。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月～令和 3 年 12 月 地元調整等に不測の日数を要したことで基幹事業の工事が想定より遅くなり、関連する本事業の期間を延長したが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、令和 3 年 9 月に換地処分を行うなど、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事業手法は適切であるとする。
事業担当部局	都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8654

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-6、★D-17-2-10、★D-17-2-15、★D-17-2-21、★D-17-2-25、★D-17-2-29、★D-17-2-33
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る測量調査設計業務
事業費	総額 754,699 千円（交付対象事業費 754,699 千円、国費 603,754 千円） （内訳：測量設計費 754,699 千円）
事業期間	平成 26 年度～令和 3 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、（公財）区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者には調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち調査設計、換地設計、測量調査、住民との意見交換会の開催等に係る業務を行うものである。
事業結果	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の業務を本事業で実施した。 ・換地設計（土地評価、基準地積決定、換地設計、相続人調査、換地計画、清算金、区画整理登記） A=92.1ha ・測量業務（街区画地確定計算、街区画地点測設、出来形確認測量） A=92.1ha ・実施設計（整地設計、軟弱地盤解析、地質調査） A=92.1ha ・移転計画・工事工程管理調整（移転計画、工事工程管理） A=92.1ha ・土壌汚染調査、環境調査（重要植物調査、移植後モニタリング） ・権利者説明会・個別説明会
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 復興関連事業が同時期に集中する状況において、施行者（市）である職員が行う業務の一部を民間事業者に出注し、職員の不足解消や負担軽減とともに土地区画整理事業の専門知識を持つ人材を確保することで、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業全体の円滑な進捗が図られたことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 本事業による測量調査設計等を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率（受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値）に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であるとする。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月～令和 3 年 12 月 地元調整等に不測の日数を要したことで基幹事業の工事が想定より遅くなり、関連する本事業の期間を延長したが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、令和 3 年 9 月に換地処分を行うなど、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事業手法は適切であるとする。
事業担当部局	都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8654

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-7、★D-17-2-11、★D-17-2-16、★D-17-2-22、★D-17-2-26、★D-17-2-30
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る上下水道等施設整備事業
事業費	総額 5,608,454 千円（交付対象事業費 5,608,454 千円、国費 4,486,758 千円） （内訳：本工事費 5,608,454 千円）
事業期間	平成 26 年度～令和 2 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、（公財）区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者には調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち上下水道施設の設計及び工事を行うものである。
事業結果	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の設計及び工事を本事業で実施した。 実施設計（上水道、污水、雨水） L=27.4km 工 事：污水管新設 L=12.8km、污水幹線移設 L=0.8km 雨水管新設 L=13.8km 調整池築造 1 箇所 水路
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業で地区内のライフライン（下水道施設）を整備したことで、事業所等の作業環境の向上及び雨天時の浸水被害の軽減が図られ、被災した事業所の再開や新たな企業の立地に寄与したことから、事業内容は適切なものと考えます。 ② コストに関する調査・分析・評価 本事業による上下水道施設の整備を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率（受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値）に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考えます。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月～令和 3 年 3 月 包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適時実施し切れ目のない事業推進を図った結果、想定した事業期間内で事業を終えたことから、事業手法は適切であると考えます。
事業担当部局	都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8654

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-12、★D-17-2-17、★D-17-2-23、★D-17-2-27、★D-17-2-31
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る舗装等撤去事業
事業費	総額 1,763,767 千円（交付対象事業費 1,763,767 千円、国費 1,411,008 千円） （内訳：本工事費 1,763,767 千円）
事業期間	平成 26 年度～令和 2 年度
事業目的・事業地区	東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、（公財）区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者により調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち土地区画整理事業の施行によって不要となる既存の道路舗装版、側溝、地下埋設物等の撤去工事を行うものである。
事業結果	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の工事を本事業で実施した。 舗装版撤去 A=93,000 m²、側溝撤去 L=29.0km 污水管撤去 L=12.9km、雨水管撤去 L=6.5km、開水路撤去 L=2.6km ガス管撤去 L=10.4km
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業で既存の道路舗装版等を撤去することにより、本体工事の速やかな着工が図られ、地区の復興と新たな産業集積の早期実現に寄与したことから、事業内容は適切なものと考えられる。 ② コストに関する調査・分析・評価 本事業による舗装版等の撤去を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率（受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値）に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考えられる。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 27 年 4 月～令和 3 年 3 月 包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、想定した事業期間内で事業を終えたことから、事業手法は適切であると考えられる。
事業担当部局	都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8654

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	★D-17-2-13、★D-17-2-19
事業名	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る文化財調査業務 (貞山堀遺跡)
事業費	総額 86,111 千円 (国費 68,888 千円) (内訳: 消耗品費 67 千円、調査等委託料 86,043 千円)
事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度
事業目的・事業地区	蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域において、文化財保護法に基づき発掘調査を行い、当該地区における早期の工事着手を図るとともに、文化財の記録・保存を図るもの。
事業結果	本事業により、貞山堀舟溜り跡入り口の南北両岸に石積みが良好に遺されていることが確認された。石積みの構築には 2 時期の変遷が確認され、古い時期の石積みは明治 20 年頃に構築された可能性が高いことが明らかになった。
事業の実績に関する評価	① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 今回の調査で確認された古い時期の石積みの手法は、幕末から明治 20 年頃にかけて構築された全国各地の崖面や港の岸壁の石積み等に認められる「フランドル積み」と呼ばれるものである。 明治 20 年 (1887) に貞山堀の舟入堀と七北田川をつなぐ工事が行われ、最終的な拡幅や浚渫工事が完了し「貞山運河」と命名されたのは明治 22 年 (1889) であるが、古い時期の石積みはこの当時に構築されたものである可能性が高い。用いられている石材は、塩釜湾周辺から産出した凝灰岩である。 本事業により、上記のとおり文化財の記録保存を図るとともに、土地区画整理事業の早期着手を図ることができたことから、事業内容は適切なものとする。 ② コストに関する調査・分析・評価 現況標高 1.2～1.7m という対象地の条件に起因して、湧水対策に多くの労力を要することとなり事業費が増加したが、発掘調査業務委託積算基準に基づき積算を行った上で、本市の規程に基づき入札で事業者を選定するなど、適正な価格での事業執行に留意していることから、事業コストは適切なものとする。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 想定した事業期間 平成 28 年 6 月～平成 29 年 11 月 実際に事業に有した事業期間 平成 28 年 6 月～平成 30 年 3 月 (このうち野外調査期間) 平成 28 年 6 月～平成 28 年 12 月 石積みの残存状況が良好であったことや湧水が存在したことにより、記録作成作業に想定以上の時間を要したが、排水ポンプ増設等の対策によって野外調査の期間延長を 1 か月に抑えることで、土地区画整理事業の全体工程に影響を与えずに所要の記録保存ができたことから、事業手法は適切なものとする。
事業担当部局	教育局 生涯学習部 文化財課 電話番号: 022-214-8899

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号・事業名	
★D-23-2-44	集団移転跡地利活用方針策定事業
★D-23-2-47	集団移転跡地利活用事業者公募選定事業
★D-23-2-49	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：排水施設等調査・計画
★D-23-2-50	荒浜地区集団移転跡地公共利用ゾーン基本計画策定事業
★D-23-2-51	集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区：⑦ブロック基盤整備事業
★D-23-2-52	新浜地区地域コミュニティ広場基本計画策定事業
★D-23-2-53	集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区：③～⑥⑧⑨, 新浜地区：①～③ブロック基盤整備事業(測量設計)
★D-23-2-54	集団移転跡地利活用事業 井土地区基盤整備事業
★D-23-2-55	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：①ブロック基盤整備事業
★D-23-2-56	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑥ブロック基盤整備事業
★D-23-2-57	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑦ブロック基盤整備事業
★D-23-2-58	集団移転跡地利活用事業 藤塚地区：①②ブロック基盤整備事業
★D-23-2-59	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑤ブロック(3)基盤整備事業
★D-23-2-60	集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区：③～⑥⑧⑨, 新浜地区：①～③ブロック基盤整備事業(工事)
★D-23-2-61	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑤ブロック(1)基盤整備事業
★D-23-2-62	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑤ブロック(2)基盤整備事業
★D-23-2-63	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑤ブロック(4)基盤整備事業
★D-23-2-64	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：⑦⑧ブロック基盤整備事業
★D-23-2-65	荒地区集団移転跡地公共利用ゾーン実施設計・整備事業
★D-23-2-66	集団移転跡地利活用事業 荒浜地区：②③④ブロック基盤整備事業
★D-23-2-67	集団移転跡地利活用事業 藤塚地区：③④⑤ブロック基盤整備事業
★D-23-2-68	集団移転跡地利活用事業(荒浜地区：排水施設等実施設計・整備工事)
事業費 総額 1,194,912 千円(国費 955,919 千円) (内訳：本工事費 1,078,599 千円、測量設計費 116,313 千円)	
事業期間 平成 28 年度～令和 3 年度	
事業目的・事業地区 本市は、津波で甚大な被害を受け、防災集団移転促進事業で住まいの移転を実施した仙台市東部沿岸地域の新たな魅力を創出するため、防災集団移転跡地利活用に係る方針策定、広場及びトイレ等の公共施設整備、民間事業者利活用区画の造成等を行うものである。	
事業結果 ・仙台市集団移転跡地利活用検討委員会や市民フォーラム等を開催し、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」(以下「利活用方針」)を平成 29 年 3 月に策定。 ・他自治体における事例調査等を踏まえ、土地利用条件や応募手続き、提案の選定評価方法を検討し、仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」)の議論を経て「仙台市集団移転跡地利活用に係る事業者募集応募要領」(以下「応募要領」)を平成 29 年 9 月に公表。 ・応募要領に基づき、事業者利活用ゾーンに係る第 1 次募集を実施し、平成 30 年 3 月に 8 事業者を事業候補者として決定。それ以降、募集枠の拡大や見直しを行いながら、合計 38 区画 43.0ha の募集を行い、事業者が決定した区画に係る最低限の造成などを実施。 ・利活用方針で「東部沿岸部の拠点」と位置づけた荒浜地区においては、東部沿岸部の回遊性創出とともに地域の歴史や文化・震災の記憶と経験を国内外へ発信・継承することを目指し、多	

- 様々な人が集い活動するために公共利用ゾーンを設定し、多目的広場や駐車場、トイレを整備。
- ・新浜地区においては、「地域を豊かにする場」として地元利用ゾーンを設定し、地域が主体的に管理・運営しながら地域内外の人々の交流を創出する地域コミュニティ広場を整備。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

事業者利活用ゾーンについては、全 38 区画 43.0ha のうち、35 区画 32.8ha で事業者が決定。このうち 23 区画 19.5ha で体験型観光果樹園、温泉・農産物販売・飲食の複合施設など、民間の自由な発想を活かした様々な事業が開始され、新たな魅力や雇用、交流人口の創出に寄与しており、事業者が決定していない 3 区画 10.2ha についても事業者募集を行いながら、新たな魅力の創出に向けて活用を進める予定。

荒浜地区の公共利用ゾーンにおいては、多目的広場と駐車場、トイレが令和 4 年 3 月に完成。多様な人々が集い、活動できる場として活用していく予定。

新浜地区コミュニティ広場については、令和 2 年 6 月に完成し、グラウンドゴルフや体験農園など、地域主体で積極的に活用され、交流創出に寄与している。

以上のとおり、平成 29 年 3 月策定の利活用方針に基づき、新たな魅力の創出に向けて様々な利活用事業が進んでいることから、事業内容は適切なものとする。

② コストに関する調査・分析・評価

公共利用ゾーンや地元利用ゾーンに整備する施設の機能や規模、民間事業者が利活用する区画の造成規模は、基本計画や民間事業者の事業計画を考慮し、必要最低限の内容としている。

また、設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市契約規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。

以上のことから、本事業に係るコストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

- ・想定した事業期間 平成 28 年 10 月～令和 3 年 3 月
- ・実際に事業に有した事業期間 平成 28 年 10 月～令和 4 年 3 月
- ・全体の計画段階においては、民間事業者等へのアイデア募集により新たな発想と実現可能性を考慮し、専門家や元住民等の意見を踏まえて利活用方針を策定している。
- ・事業者の選定段階においては、事業者向けの現地説明会を開催し、本市の利活用方針を周知したうえで事業提案を受けるとともに、選定委員会における専門家の評価により事業候補者を決定。事業者が作成する事業計画を踏まえ、必要最低限の造成などを実施している。
- ・事業者の撤退や他事業との調整等により事業期間を延長したが、設計及び工事の工程管理を綿密に実施し、1 年間の延長で必要な基盤整備を終えることができた。
- ・以上のことから、事業手法は適切なものとする。

事業担当部局

都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号：022-214-8584

位置図

